

21世紀を真に人権の世紀へ

立命館大学法学部・本誌編集委員 山本 忠

「障害者の人権保障と法的問題」というテーマをとりあげる意義は、どこにあるのだろうか。政府発行の『障害者白書』などを読む限りでは、国際障害者年理念である「完全参加と平等」に向けて、日本の障害者施策は着実に前進し、充実してきているようにも思われる。

しかし他方で、私たちは、障害者の生活を取り巻く状況が、近年ますます厳しくなってきていることも知っている。障害者福祉の分野では2003年から社会福祉基礎構造改革の一環としての支援費支給制度が本格的に始まり、多くの障害者の生活不安を高めている。また雇用の分野では、長引く不況の影響を受けて、多くの障害者が解雇され、企業の雇用率も下がっている。さらに2003年3月にサン・グループ事件大津地裁判決があったように、障害者の身体・生命に対する直接的な人権侵害事件も続いている。障害者の人権保障のための課題はまだまだ多いのである。

こうした状況の中、障害者差別禁止法や総合福祉法の必要性が障害者関係団体からも強く主張されてきている。差別禁止法については、障害をもつアメリカ人法(ADA)成立以来、すでに40カ国で制定されている。日本でもようやく政府与党による障害者基本法改正案や民主党案、あるいは日本弁護士連合会による法案などが準備され、公表される段階にまで至っている。そして国連でも障害者権利条約の策定に向けて、ワーキンググループによる検討作業が進められ草案が起草されている。こうした動向を

みると、差別禁止法に関する議論を緊急に重要な課題として位置づけて取り組んでいかなければならぬことは論をまたないであろう。

しかし、同時に、私たちは、性急な差別禁止法づくりに対しては慎重でなければならないだろう。たとえば政府与党案では、これまでの障害者基本法に差別禁止規定を盛り込むにとどまっているが、はたしてそれで十分なのか、差別禁止の実効性は保障されるのか、本当に「完全参加と平等」に向けて接近できるのかどうか、といったことが点検されなければならない。また、差別禁止法は万能ではなく、それのみで障害者の「完全参加と平等」を実現できるものではないということにも注意しなければならない。障害者の個別の多様なニーズに対応するさまざまな社会サービスの提供が土台に位置づけられたうえで、差別禁止法が重層的に機能することによって、障害者の「完全参加と平等」への接近が可能なのである。このためには従来の機能障害別あるいは年齢別の福祉立法のあり方自体が問いただされなければならない。そして、そこでは従来の政府の施策における障害概念の根底からの見直しが求められるのである。

本特集に寄せられた論考には、以上のような問題を考えるうえでの論点と素材が多数含まれる。その共通点は、今日の障害者の人権状況の点検作業が、21世紀を真に人権の世紀へと変革していくことに結びつくという認識が基調にあることである。今後さらに本格化するこの議論に本特集が貢献できれば幸いである。